

間違った政治を変えるのはみなさん



6月26日が国会会期末です。さまざまな法案が衆参で審議されていますがなかなか詳細まで伝わってきません。そんな中で一定伝わってきているのが「生活保護法の改定案」ではないでしょうか。国民が生きていくための最後のセーフティネットを「後退させる」内容と判断できます。

「不正受給」への攻撃と国民同士の いがみ合いを国が助長する

悪質な不正受給者は厳正に対応していかなければなりません。受給者一人一人にケースワーカーがついており、不正をチェックすることは充分できます。ところが国も地方も人件費を削減する中でケースワーカーが一人一人の状態を把握するだけの時間がとれない状況にしてしまいました。そこを改善させるべきです。

国に責任があります

憲法25条にのっとった「生活保護制度」実施の全責任は国にありますから、国が人的配置も財政面でも責任ある対応をすべきです。ところが職員減らし財政面でも締め付け、責任を受給者にすり替えているのが現状です。

憲法25条。すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2, 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

憲法13条。すべての国民は、個人として尊重される（以下略）。

申請前に追い返す

改定案の問題点は、「書類がそろわなければ申請を受け付けない」を合法化することです。

申請者にとっては、生きるために緊急に保護受給を必要としているのに、書類が不十分だから受け付けないと断ることが違法でなくなるのです（現在は違法行為です）。

また福祉事務所の調査権を拡大し、「扶養義務者」（と決めた）の会社などへ調査をし、受給者にとって「知られたくない」事柄を結果として暴露されることが違法でなくなります。そのようなことが常態化すれば「申請を断念する」しかありません。弱者にとってより厳しい制度にしていく今回の改定案です。

一般質問で「貧困の連鎖を断ち切る方策」 をテーマに、生活保護制度を取り上げ

住田は、市として法の改定があっても「憲法25条の立場で対応すべきである」という要求をしました。

市は住民の福祉向上のために努力するといながらも、法律が改定されれば法律に沿って対応するという立場を表明しました。



よし
くらしの
「由さん」の 便り

2013年 6月 311号

川西市議会議員（日本共産党）

住田由之輔 すみだよしのすけ

連絡先・下加茂 1-24-23

ケイタイ 090-9283-6739

